

令和6年度奥地等シカ捕獲推進業務 仕様書（案）

長野県 林務部 森林づくり推進課

1 委託業務名

令和6年度奥地等シカ捕獲推進業務

2 業務箇所

諏訪市四賀霧ヶ峰

3 適用

- (1) 令和6年度奥地等シカ捕獲推進業務仕様書（以下、「仕様書」という。）は、令和6年度奥地等シカ捕獲推進業務に関する委託契約書（以下、「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- (2) 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

4 業務目的

本県では、増えすぎたニホンジカを適正な生息密度に維持することを目的として、第二種特定鳥獣管理計画（第5期ニホンジカ管理、以下、「県計画」という。）を策定し、ニホンジカの捕獲対策を推進してきたが、近年の高い捕獲圧等によりニホンジカが学習して警戒心が増し、捕獲がしづらくなっているなど目標捕獲数（4万頭／年間）が達成できていない。

このため、県計画で設定している重点捕獲区域かつ捕獲が進んでいなかった高標高地の草原地帯や牧草地周辺の高密度生息地において、自動撮影カメラ等を活用し、ニホンジカの行動パターンや分布域等の変化に対応した効率的かつ効果的なシカ捕獲を実証するとともに、地元捕獲者への捕獲方法の技術移転を試行し、捕獲手法の適否等について検証を行う。

5 業務の内容

【捕獲実施区域】

諏訪市四賀霧ヶ峰（別紙位置図のとおり）

（1）計画・準備

- ・業務の実施にあたり、下記事項を記載した業務計画書を作成し、委託者に提出する。
- ・捕獲実施区域の地形や痕跡、地域の狩猟者の知見等を踏まえ、捕獲の実施手法および捕獲場所を選定し、捕獲計画に反映させるとともに、関係機関や土地所有者等と調整を行う。

【業務計画書記載事項】

- ア 業務概要
- イ 実施方針
- ウ 業務実施位置図
- エ 業務工程
- オ 業務組織計画
- カ 従事者名簿（捕獲従事者※1、事業従事者※2）
- キ 打合せ計画
- ク 報告書の内容、部数
- ケ 連絡体制（緊急時対応含む）
- コ 調査及び捕獲の実施方法
- サ 関係機関及び関係者（市町村、土地所有者、獣友会等）との協議・調整方法
- シ 安全管理方法
- ス 錯誤捕獲対策及び豚熱対策
- セ 実包購入計画一覧表（銃器使用の場合、様式1）
- ソ 周辺の生活環境への配慮
- タ その他

※1 捕獲従事者とは、業務において、くくりわなの設置、修繕、捕獲個体の止め刺し等の捕獲の作業に従事する者をいう。

※2 事業従事者とは、事業管理責任者や捕獲従事者を含み、運転、連絡、わなの見回り、給餌、捕獲個体の搬出等、鳥獣の捕獲等に付随する作業を実施する者のほか、データ入力や契約等の事務等を行う者を含む。

（2）現地調査・自動撮影カメラ調査

- ・業務計画立案にあたり、捕獲実施区域の現地調査を行うとともに、自動撮影カメラ調査（カメラ20台設置）を実施し、ニホンジカの生息状況、行動パターン等を把握する。
- ・自動撮影カメラ（20台）は委託者から管理表とともに貸与し、カメラに使用するSDカード、電池、その他必要な資材等は受託者が用意する。
- ・貸与されたカメラは事前に機器の不具合等を確認し、不具合がある場合は委託者に協議を行うこと。
- ・自動撮影カメラ調査の期間は30日程度とし、週2回、SDカード、電池の交換等の点検を行う。
- ・点検時にカメラの故障等が確認された場合は、速やかに委託者に協議すること。
- ・自動撮影カメラ調査の終了後は、カメラ機器の不具合を確認した上で、業務の完了時に委託者に管理表とともに返納する。

(4) ニホンジカの捕獲

- ・ニホンジカの捕獲は、くくりわな獵により行う。
- ・くくりわな以外のわなを使用する場合は、委託者に事前に協議すること。
- ・捕獲期間（くくりわなの稼働期間とし、下見にかかる日数、くくりわなの設置日、くくりわなの撤去日は含まない）は 80 日かつ狩猟期間を含まない期間とする。狩猟期間開始日の前日（11月 14 日）までにくくりわなを撤去すること。
- ・使用するくくりわなは、100 基を受託者が購入し、うち 80 基を設置・稼働させ、残り 20 基はくくりわなが破損した場合の交換用として使用する。
- ・くくりわなが破損し交換した場合は、作業日報に記録し、未使用の交換用のくくりわなは業務完了時に委託者に納品すること。
- ・くくりわなの設置箇所は、現地調査及び自動撮影カメラ調査の結果を踏まえ、効率的な捕獲が見込まれる箇所で、入山者の安全性、作業の安全性を考慮し選定する。
- ・くくりわな 1 基ごとに標識を設置するとともに、設置箇所周辺の樹木等に注意看板を設置する。標識及び注意看板は受託者が用意する。
- ・見回りは 1 日 1 回以上、2 人以上の体制で行い、捕獲の有無やくくりわな周辺の足跡変化などを確認する。
- ・捕獲効率を高めるため適当な餌をまき、餌の食べ方等を確認する。使用する餌は受託者が用意する。餌による誘引の状況写真を撮影すること。
- ・くくりわなの不具合、破損を確認した場合は修繕や交換、再設置を行う。
- ・捕獲作業は、地元獣友会が推薦する捕獲者（以下、「地元捕獲者」という。）1 名以上と連携して行うこととし、地元捕獲者に技術指導を行う。地元捕獲者への技術指導を実施した際には、状況写真を撮影すること。
- ・捕獲目標頭数は 50 頭とし、捕獲期間中は適宜、捕獲頭数を委託者に報告する。捕獲目標頭数を下回った場合または超えた場合は委託者と協議を行うこと。
- ・くくりわなの撤去時は、使用機材等を山林内に残さないよう撤去・片付けを行う。

(5) 捕獲個体の止め刺し及び回収等

- ・捕獲個体は保定し、安全かつ適切な方法で止め刺しを行う。止刺しは、原則として複数人で実施する。止め刺しに銃器を使用する場合は、受託者が銃器、銃弾を用意し、銃弾は非鉛弾を使用する。
- ・捕獲個体はジビエ等の利活用を図るため、県信州産シカ肉認証処理施設等への搬入を基本とする。なお、受託者が当施設の管理者と連絡調整を行うこと。ただし、やむを得ない場合には自家消費または埋設処分とする。
- ・埋設処分とする場合は、受託者が土地所有者及び管轄市役所に承諾を得た上で埋設深さ 1 m 以上を確保して埋設する。掘削寸法（深さ、縦、横）が分かる写真（コンベックス等の数値が確認できるもの）を撮影し、報告書に添付する。
- ・本業務で捕獲したニホンジカ、誤認捕獲により捕獲したイノシシおよびその他の有害鳥獣については、市町村における捕獲奨励金など県、市町村の補助金交付事業を含め、他事業における捕獲実績として一切使用しないこと。

【捕獲個体の写真撮影】

- ・写真の撮影は、原則として捕獲現場において撮影する。
- ・捕獲個体ごとに、右半身に油性のスプレー等で捕獲日を記入するとともに、捕獲日および捕獲者名等を記載した表示板が写り込むよう証拠写真を撮影する。
- ・捕獲個体の向きは、捕獲個体の足を下向きにして頭部が右側（右横腹が写るように）となるように撮影する。
- ・写真撮影後、捕獲個体を識別するために油性のスプレー等でマーキングされた上から、更に捕獲日に横線をスプレー等でマーキングし、もう一度同じように写真を撮影する。これらの写真は全て報告書に添付すること。
- ・捕獲個体ごとに尾を切り取り、冷凍保存し、ニホンジカ捕獲調査表（参考様式3）とともに業務完了時に委託者に提出する。
- ・錯誤捕獲により捕獲したイノシシについては、「(4) 捕獲個体の写真撮影」の手順に加え、イノシシの尾に油性のスプレー等で着色した上で、捕獲日および捕獲者名等を記載した表示板が写り込むよう証拠写真を撮影する。イノシシの捕獲個体は、自家消費又は埋設処分とする。

(6) 作業記録・写真撮影

- ・作業日報（参考様式4）を作業日ごとに1枚記入する。
- ・捕獲位置を記入した地図（縮尺5000分の1程度）を作成し、報告書に添付する。
- ・自動撮影カメラの設置状況、くくりわなの設置状況、給餌の状況、捕獲個体の状況、安全管理等の業務内容が分かる写真（数量等が確認できるもの）を撮影し、報告書に添付する。
- ・写真は、日付、時刻を印字できるカメラにより撮影すること。

(7) 消耗品等の購入物品等の記録

- ・業務を実施するために購入し、使用した消耗品等の物品（くくりわな、給餌用の餌等）については、数量が確認できる購入物品の写真（全景・近景）、納品書等の写しを報告書に添付する。

(8) 安全管理等

- ・捕獲にあたっては、一般入林者等の事故を防止するため、林道入口等に注意看板等を設置し、事業実施中であることを明示する。

【錯誤捕獲対策】

- ・受託者は、くくりわなについて、錯誤捕獲とならないよう設置場所、餌、わなの構造等について十分検討し使用すること。
- ・万が一、許可を受けていない野生鳥獣がわなに捕獲された場合は、受託者の責任において速やかに放獣を行う。放獣結果については、放獣方法、放獣場所等について委託者へ速やかに報告を行うこと。
- ・ツキノワグマが錯誤捕獲された場合は、速やかに委託者に連絡し、委託者と協議の上、

受託者から麻酔薬が使用可能な専門家に放獣を依頼する。ツキノワグマの錯誤捕獲発生時は、錯誤捕獲調査票（様式5）に1頭ごと記入し、速やかに委託者に報告するとともに、錯誤捕獲放獣に必要となる費用について、委託者に協議を行う。

【豚熱対策】

- ・イノシシの豚熱ウイルス拡散防止対策として、県の対応方針に基づき、入林ごとに、長靴、車両回り等の消毒を行う。使用する消毒資材は受託者が用意する。

(9) 打合せ・協議

- ・委託者との打合せ・協議は、初回、最終の2回を標準とする。
- ・捕獲のための関係機関（猟友会、役場等）との調整は初回、最終の各2回を標準とする。
- ・受託者は、打合せ内容を打合せ記録簿に記入し、委託者との指示・打合せ事項が分かるよう作成し、打合せ1週間後を目途に委託者にメールで提出する。
- ・協議の開催方法は、必要に応じてWEB会議も可とする。

(10) 報告書作成

- ・現地調査結果、自動撮影カメラの撮影結果、捕獲作業の結果について考察のうえ、報告書をとりまとめること。
- ・報告書に、業務で撮影した写真、実包管理一覧表（様式2）を添付すること。

【考察事項】

- ・捕獲手法や捕獲場所に応じた捕獲効率の考察
- ・選定した捕獲手法、捕獲場所、捕獲時期の適否についての考察
- ・捕獲効率の差異が生じた要因（植生、地形、地質、天候等）についての考察
- ・地元猟友会の捕獲者への技術指導における課題についての考察

6 業務の着手

- (1) 受託者は、契約締結後7日以内に業務に着手しなければならない。
- (2) この場合において、着手とは受託者が業務の実施のため委託者との打合せ又は現地調査を開始することをいう。

7 業務管理責任者

受託者は、業務の実施に当たっては業務管理責任者を配置し、その氏名、その他必要な事項を委託者に通知する。

なお、業務管理責任者は、業務の管理及び統轄を行うものとする。

8 関係官公庁への手続き等

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、委託者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受託者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うものとする。
- (2) 受託者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を委託者に報告し協議するものとする。

9 地元関係者との交渉等

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、委託者の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- (2) 受託者は、設計図書の定め、あるいは委託者の指示により受託者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により隨時、委託者に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- (3) 受託者は、業務の実施中に委託者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- (4) 受託者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。
なお、変更に要する期間及び経費は、委託者と協議のうえ定めるものとする。

10 土地への立入り等

- (1) 受託者は、業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、委託者及び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するよう努めなければならない。
なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに委託者に報告し指示を受けなければならない。
- (2) 受託者は、業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ委託者に報告するものとし、報告を受けた委託者は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。
なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者への許可は委託者が得るものとするが、委託者の指示がある場合は受託者はこれに協力しなければならない。
- (3) 受託者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、委託者と協議により定めるものとする。

11 関係法令及び条例の遵守

受託者は、業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

12 委託業務完了報告書（成果品）について

（1）成果品

- ア 業務報告書（紙媒体） 1部
 - ・実包管理一覧表（様式2）を添付すること。
- イ 業務報告書（電子媒体：CD-R） 2部（正・副）
- ウ 業務資料一式

（2）提出期限及び提出先

報告書は、履行期限の1週間前までに、林務部森林づくり推進課鳥獣対策係の確認を受け、必要に応じ修正した報告書を履行期限最終日までに提出すること。

（3）中間報告

履行期間の途中であっても、必要に応じ、委託者は受託者に対して中間報告を求めることができるものとする。

13 検査

- （1）受託者は、契約書第7条第1項の規定により、業務完了報告書を委託者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、委託者に提出していかなければならない。
- （2）委託者は、業務の検査に先立って受託者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受託者は、検査に必要な書類及び資料等を整備する。この場合検査に要する費用は受託者の負担とする。

14 条件変更等

- （1）委託者が受託者に対して業務の内容の変更又は設計図書の訂正（以下「業務の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。
- （2）受託者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を委託者に報告し、その確認を求めなければならない。
なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。
 - ア 現地への立ち入りが不可能となった場合。
 - イ 天災その他の不可抗力による損害。
 - ウ その他、委託者と受託者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

15 契約変更

委託者は、次の各号に掲げる場合において、業務の契約の変更を行うものとする。

- （1）業務内容の変更により契約金額に変更が生じる場合
- （2）履行期間の変更を行う場合
- （3）委託者と受託者が協議し、業務上必要があると認められる場合

16 安全等の確保

- (1) 受託者は、業務の実施に際しては、業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- (2) 受託者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り業務実施中の安全を確保しなければならない。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- (4) 受託者は、業務の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする
- (5) 受託者は、業務の実施に当たり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - ア 受託者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - イ 受託者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - ウ 受託者は、業務箇所に関係者以外の立入りを禁止する場合は仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。
 - エ 受託者は、業務の実施に当たっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に��止めるための防災体制を確立しておかなければならぬ。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
- (6) 受託者は、業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに委託者に連絡するとともに、委託者が指示する様式により事故報告書を速やかに委託者に提出し、委託者から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

17 臨機の措置

- (1) 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受託者は臨機の措置をとった場合には、その内容を委託者に報告しなければならない。
- (2) 委託者は、天災等に伴い成果物の品質又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

18 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者が本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- (2) 受託者は個人情報の保護について十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (3) 受託者は成果品（業務の履行課程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

19 権利関係

(1) 本業務における成果物の取扱い

- ア 本業務の履行における成果物の所有権は全て長野県に帰属するものとする。
- イ 成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 条）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に長野県に無償で譲渡するものとする。

ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保物」）については、受託者に留保するものとし、この場合、長野県は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

(2) 著作権・知的財産権の使用

本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないよう留意すること。

20 ニホンジカ捕獲の留意事項

- (1) 本事業は、指定管理鳥獣捕獲等事業として実施することから、鳥獣保護管理法第 14 条の 2 第 9 項の規定により読み替えて適用する第 9 条第 8 項の規定により、受託者は長野県知事に対して従事者証交付申請を行い、従事者証が交付された後に、捕獲業務に従事しなければならない。
- (2) 業務に従事する際には、従事者証を携行するとともに、目立つ服装の着用を励行しなければならない。
- (3) 受託者は、捕獲に関する業務が完了した場合には、効力が失われた日から 30 日以内に、従事者証を返納する措置を講じなければならない。
- (4) 受託者は、事業が中止された場合又は契約が解除された場合（以下「契約が終了」という。）には、契約が終了した後速やかに従事者証を返納する措置を講じなければならない。
- (5) 捕獲個体を埋設する場合は、下記事項に留意しなければならない。
 - ア 周辺環境に影響を与えないように配慮すること。
 - イ 他の鳥獣が誘引されないよう対策を講じること。
 - ウ 鳥獣による掘り返しが発生しないよう、適切な埋設深を確保すること。
- (6) 受注者は、捕獲従事者に対し適切な実包管理について指導を徹底するものとする。
- (7) 受注者は、捕獲従事者の実包管理の状況について、都道府県公安委員会が発行する譲受許可証又は無許可譲受票の記載内容と実際の実包を確認するなど、常に捕獲従事者ごとに数量等を把握しておかなければならぬ。
- (8) 受注者は、捕獲従事者ごとの実包の譲受予定数量について、鉛製銃弾・非鉛製銃弾別に、捕獲等業務計画書に記載しなければならぬ。
- (9) 受注者は、捕獲従事者ごとの実包の使用状況等（譲受数量、使用実績数量、残数量、残弾の取扱い（狩猟又は許可捕獲業務に転用、廃棄など））について、鉛製銃弾・非

鉛製銃弾別に、業務報告書に記載しなければならない。

- (10) 受注者は、捕獲従事者が指定管理鳥獣捕獲等事業に使用するため無許可譲受により譲り受けた実包を転用する場合は、あらかじめ発注者の確認を受けなければならない。
- (11) 受注者は、捕獲に関する業務が完了又は契約が終了した場合には、速やかに無許可譲受票を返納する措置を講じなければならない。
- (12) 銃器の取扱いに当たっては、銃砲刀剣類所持取締法（昭和33年法律第6号）及び火薬類取締法（昭和25年法律第149号）等の関係法令を順守しなければならない。
- (13) 事故防止のため、発射の必要性があるとき以外は装薬しないとともに、発射の際は矢先の安全確認を確実に行わなければならない。
- (14) 業務に当たって、無線機や狩猟用発信器を使用する場合は、電波法を遵守しなければならない。

21 関係機関等への手続き等

- (1) 本事業に伴う関係機関への協議依頼等は委託者が行うこととする。
- (2) 仕様書に定めの無い事項（様式や内容等）については、委託者と受託者が協議して決定することとする。

22 用語の定義

仕様書に使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

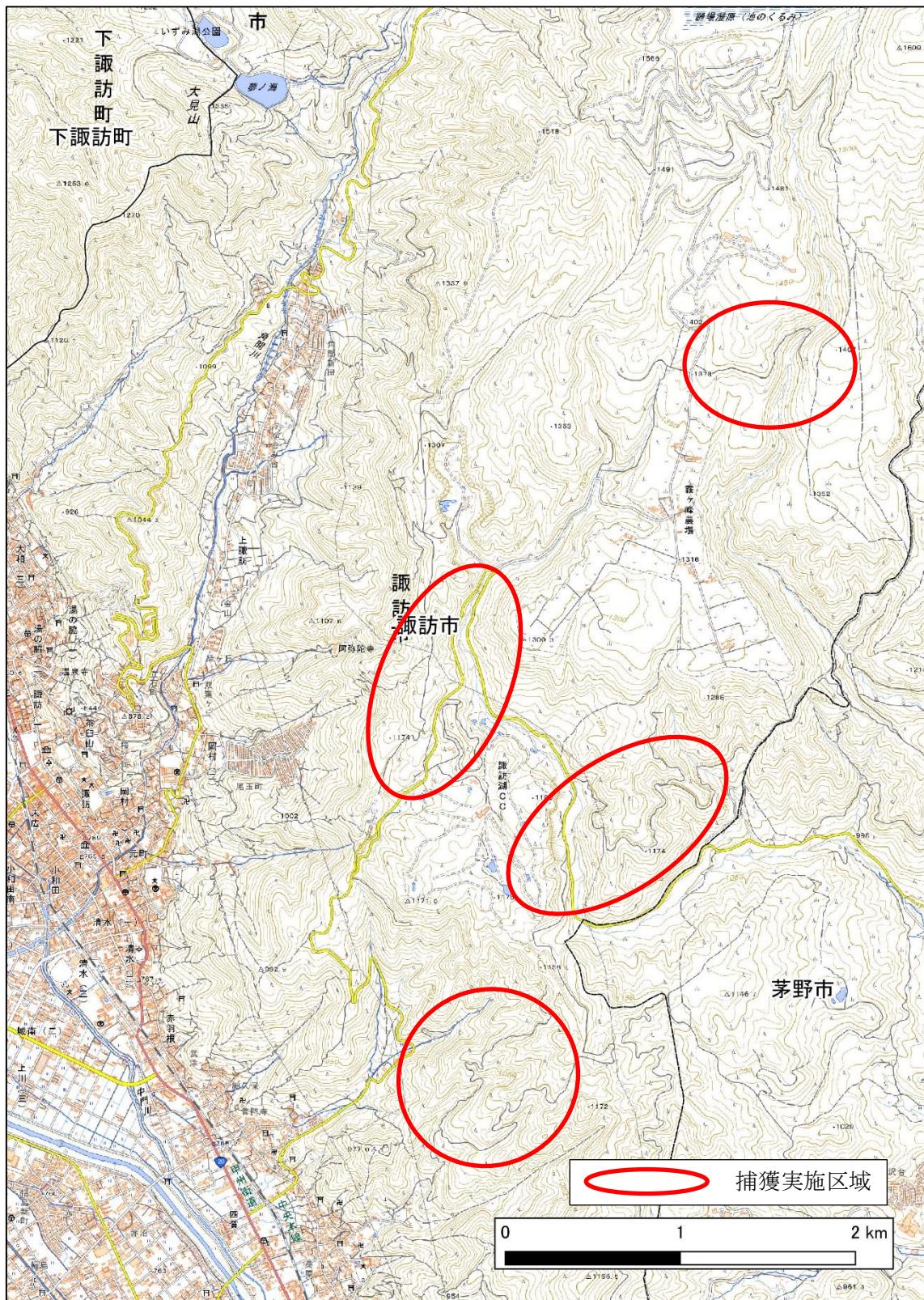
- (1) 「委託者」とは、長野県知事阿部守一のことをいう。
- (2) 「受託者」とは、
のことをいう。
- (3) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (4) 「契約書」とは、長野県財務規則第140条により作成された委託契約書をいう。
- (5) 「設計図書」とは、仕様書、企画書をいう。
- (6) 「指示」とは、委託者が受託者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもつて示し、実施させることをいう。
- (7) 「請求」とは、委託者又は受託者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めるることをいう。
- (8) 「通知」とは、委託者が受託者に対し、又は受託者が委託者に対し、業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (9) 「報告」とは、受託者が委託者に対し、業務の遂行に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (10) 「承諾」とは、受託者が委託者に対し書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (11) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託者が対等の立場で合意することをいう。
- (12) 「提出」とは、受託者が委託者に対し業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (13) 「書面」とは、手書き、印刷、メール等の伝達物をいい、発行年月日を記録する。
- (14) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が業務の完了を確認することをいう。

- (15) 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために受託者と委託者が面談またはWeb会議により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (16) 「立会」とは、設計図書に示された項目において委託者が臨場し内容を確認することをいう。

23 その他

- (1) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承諾を得なければならない。
- (2) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (3) 受託者は、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、委託者と協議しなければならない。
- (4) 受託者は、事業を履行するにあたり、第三者の損害を与えたときは、その損害の賠償を行うこととする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定する。

位置図
(捕獲実施区域：諏訪市四賀霧ヶ峰)



※詳細な捕獲実施区域は、委託者及び地元関係者と協議・調整を行った上で決定する。

※この地図は、国土地理院地図を使用しています。

【様式1】※業務計画書に添付

指定管理鳥獣捕獲等事業 実包購入計画一覧表

| | |
|--------|------------------|
| 業務名 | 令和6年度奥地等シカ捕獲推進業務 |
| 受託者名 | |
| 捕獲対象鳥獣 | ニホンジカ |
| 捕獲目標頭数 | 50頭 |

<内訳>

| 従事者番号 | 捕獲従事者氏名 | 銃の種類 | 無許可譲受票 | | | 譲受予定銃弾数計 |
|-------|---------|-------|---------------|--------------|--------|----------|
| | | | 非鉛製銃弾 譲受予定 | 鉛製銃弾 譲受予定 | 譲受予定小計 | |
| 1 | ○○ | ライフル銃 | | | | |
| | | 散弾銃 | | | | |
| 2 | ○○ | ライフル銃 | | | | |
| | | 散弾銃 | | | | |
| 3 | ○○ | ライフル銃 | | | | |
| | | 散弾銃 | | | | |
| 4 | ○○ | ライフル銃 | | | | |
| | | 散弾銃 | | | | |
| 5 | ○○ | ライフル銃 | | | | |
| | | 散弾銃 | | | | |
| | | ライフル銃 | | | | |
| | | 散弾銃 | | | | |
| | | ライフル銃 | | | | |
| | | 散弾銃 | | | | |
| | | ライフル銃 | | | | |
| | | 散弾銃 | | | | |
| | | ライフル銃 | | | | |
| | | 散弾銃 | | | | |
| | | ライフル銃 | | | | |
| | | 散弾銃 | | | | |
| | | ライフル銃 | | | | |
| | | 散弾銃 | | | | |
| 合計 | | ライフル銃 | | | | |
| | | 散弾銃 | | | | |
| | | 計 | | | | |

【様式2】※委託業務完了報告書に添付

指定管理鳥獣捕獲等事業 実包管理一覧表

| | |
|-------|------------------|
| 業務名 | 令和6年度奥地等シカ捕獲推進業務 |
| 受託業者名 | |
| 捕獲頭数 | 50頭 |

<内訳>

注1 表中の実包の内訳が確認できる書類(無許可譲受票の写しなど)を添付すること。

【樣式 3】

(第5期ニホンジカ管理)

ニホンジカ捕獲調査表

許可・登録番号:

年度(令和) : 年度

市町村名： ○○

【参考様式 4】

作業日報

記入者名 _____

1 作業日時 令和6年 ____ 月 ____ 日 ()

_____ 時 分 ~ 時 分

2 作業場所 諏訪市四賀霧ヶ峰

3 天 気 _____

4 作業内容及び従事者

| 所属名 | 氏 名 | 作業内容 (例: わな設置・再設置、 見回り、補修、給餌、 捕獲個体処理、その他) |
|-----|-----|--|
| | | |
| | | |
| | | |

5 連絡及び特記事項

| |
|----------|
| 業務管理責任者印 |
| |

【様式5】

錯誤捕獲調査票

| | | | | | | |
|-----------------|---|--------------|----------------|---|-----|------|
| 1 捕獲区分 | 錯誤捕獲(放獣) | | 個体番号 | | | |
| | | | 捕獲許可 年月日・番号 | | | |
| 2 捕 獲 者 | 住 所 氏 名 | 電話番号 | () | | | |
| 3 捕 獲 日 時 | 令和 年 月 日 天候 晴 ・ 雨 ・ 曇 ・ その他 | 午前・午後 | 時 | 分 | | |
| 4 捕 獲 方 法 | わな (捕 獲 方法) ・ 銃器 (散弾銃・ライフル) | | | | | |
| 5 捕 獲 位 置 | ① 市・郡 | 町・村 | 大字 | 字 | | |
| | ② 鳥獣保護区等位置図 メッシュ番号 | ③ メッシュの中での位置 | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | 5 km |
| | ④ 捕 獲 場 所 の 状 況 山林・原野・農地(田・畑) 住宅地・その他() | | | | | |
| | ⑤ 捕 獲 場 所 の 地 域 個 体 群 の 名 称 () 地域個体群 ⑥ 捕 獲 場 所 の 緯 度 ・ 経 度 (10進法) 北緯() 東経() | 5 km | | | | |
| 6 捕 獲 個 体 の 情 報 | ① 性 別 オス ・ メス | | | | | |
| | ② 年 齢 歳 (数え年) | | | | | |
| | ③ 体 重 kg (実測・推定) | | | | | |
| | ④ 個体計測 頭胴長 (鼻から尾の付け根まで(直)) (全長(鼻から尾の先まで(直))) | cm | | | | |
| | 体 高 (足から肩まで(直)) | cm | | | | |
| | ⑤ メスグマを捕獲した場合、以下に記入してください。 ・ 子を連れていましたか はい・いいえ ・ 子の頭数は 頭・不明 ・ 子の年齢は 歳・不明 ・ 子の性別は オス 頭 メス 頭・不明 | | | | | |
| 7 耳標情報 | 装着の有無 | 形状 | 装着位置(右耳 左耳) | 色 | 番 号 | 備考 |
| | 無 新 既 | | その他形状 | | | |
| 8 処理方法 | ・埋設 ・自家消費 ・食肉利用 | | | | | |
| 9 そ の 他 | | | | | | |